

ケアハウス悠・悠運営規程

〔軽費老人ホーム〕

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、関係機関・団体との連携を密にし、御利用者様が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスを提供します。

(施設の名称等)

第2条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 軽費老人ホームケアハウス悠・悠
- 二 所在地 長野県長野市大字大豆島 360 番地 3
特別養護老人ホームフランセーズ悠本館 3 階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 職員の職種、員数及び職務の内容は各号の通りとします。

一 施設長 1

施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員に社会福祉法等の関係法令、本規程等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

二 生活相談員 1

生活相談員は、御利用者様からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う他、次の業務を行う。

- ① 御利用者様の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等の作成等に資するため居宅介護支援事業者やその他福祉サービス提供事業者等との連携に努めること
- ② 苦情内容等の記録を行うこと
- ③ 介護事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと

三 介護職員 1 名以上

御利用者様の日常生活の支援、援助等を行う。

四 調理員その他の職員 1

御利用者様の給食業務、介護補助業務や宿直業務を行う。

(入所定員)

第4条 入所定員は、24 名です。

(御利用者様に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 サービスの内容は次のとおりです。

- 一 各種生活相談及び助言
 - 二 食事の提供
 - ① 朝食 7時～8時
 - ② 昼食 12時～13時
 - ③ 夕食 17時～18時
 - 三 入浴
 - 13時～17時の間、やむを得ない事情により休止する場合を除いて毎日入浴できます。
 - 四 災害、疾病等の緊急時の対応
 - 五 在宅保健、福祉サービスに関する便宜
 - 六 自主活動への協力
 - 七 その他、長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等で定めるサービス
- 2 1か月の利用料その他の費用の額については次のとおりです。
- 一 食費 46,940円
 - 二 サービスの提供に要する費用 10,000円～86,100円
 - 三 住居に要する費用
 - ① (一時金100万円の場合) 45,520円
 - ② (一時金200万円の場合) 40,470円
 - ③ (一時金300万円の場合) 35,410円
 - 四 冬季(11月～3月)加算額 5,410円
 - 五 水道料金 一律1,000円
 - 六 電気料金、電話料金、洗濯機使用料金、特別食等は自己負担となります。
 - 七 理容・美容代金
 - 八 軽費老人ホームで提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その御利用者様に負担いただくことが適当と認められるもの。
 - 九 その他個人的要望に基づく特別な費用
- 3 物価の変動等に基づき、条例等が定める基準額を上限として利用料を改訂することがあります。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第6条 当施設の利用に当たっては、他の御利用者様への迷惑行為、職員等関係者に対する違法行為や不当要求、器物の損壊、営利行為等を禁止する他、特に次の点にご留意ください。

- 一 御利用者様の生命、身体、財産の保護のため承諾を得たうえで、職員が御利用者

様の居室に立ち入ることがあります。なお緊急の場合には承諾を得ないで立ち入り等必要な措置を取ることがあります。

- 二 施設内の設備は大切に使用してください。損壊の原因、態様によっては賠償していただきます。
- 三 居室内の補修、模様替えは事前承諾を得たうえで、御利用者様の費用でできますが、利用契約の解約・解除、終了等によって居室を明け渡すときは、補修、模様替え前の状態に原状回復をおこなうか、又はその代価を負担しなければなりません。
- 四 施設敷地内は禁煙とします。
- 五 危険物の持ち込みは禁止します。
- 六 持ち込まれた現金・貴重品の盗難、紛失等について施設では責任を負いません。
- 七 施設敷地内での他者に対する宗教・政治活動等をご遠慮ください。
- 八 施設敷地内に飼育を目的とした小鳥、魚類以外の動物の持ち込みは禁止します。
- 九 感染症の拡大防止のため、面会制限措置を行なう場合があります。
- 十 居室の転貸、権利の譲渡、御利用者様以外の者の同居等はできません。
- 十一 その他管理者（施設長）の注意等に従ってください。

（非常災害対策）

第7条 施設は、消防法に規定する防火管理者（併設する特養と兼務）を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施します。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

2 施設は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとします。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第8条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催します。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告します。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第9条 その他施設の運営に関する重要事項は次のとおりです。

- 2 施設は、サービスの提供に当たって、当該御利用者様又は他の御利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他御利用者様の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の御利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 一 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 3 施設は、その提供したサービスに関する御利用者様又は御家族様からの苦情に迅かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じます。
- 4 施設は、介護事故発生防止のための指針を定めるとともに、安全対策担当者等（併設する特養と兼務）による予報措置、発生した場合の救護、関係者への連絡等適切な対応を行います。
- 5 施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じます。
- 6 施設は、感染症及び非常災害の発生において、御利用者様に対するサービスの提供の継続及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、同計画に従い必要な措置を講じます。
- 7 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。
 - 一 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 8 職員は、業務上知り得た御利用者様又は御家族様の秘密を保持します。
- 9 施設は、職員であった者に業務上知り得た御利用者様又は御家族様の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約をさせます。
- 10 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（苦情・事故・身体的拘束等に関する記録は5年間）保存します。
- 11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博悠会と施設の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

平成 2 7 年 4 月 1 日施行

2019 年 1 0 月 1 日改訂施行

2023 年 4 月 1 日改正施行

2025 年 5 月 1 日改正施行

2026 年 3 月 24 日改訂施行